

広島市告示第276号

令和8年5月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた分任出納員

企画総務局東京事務所

次長 黒田 信幸

2 委任させた事務

刊行物の売払代金の収納（東京事務所において扱うものの売払代金の収納に限る。）

3 委任年月日

令和8年4月1日

4 委任期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで